



## 令和 6 年度高津区ソーシャルデザインセンター 相談窓口機能等実施業務委託 公募型プロポーザル募集要項

高津区役所は、平成 31 年 3 月に市が策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）」に基づき、地域で新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤としてのソーシャルデザインセンターの創出に向けて取り組みを進めています。高津区では意欲的に活動する団体や地域貢献に積極的な事業者が多いという区の特徴を踏まえ、事業者や団体などの持つ力を活かすため、事業者間パートナーシップの推進等を通じて地域のネットワーク化を促進し、地域課題の解決に結び付けていく、その機能や仕組みそのものを「高津区ソーシャルデザインセンター」として位置付けています。

本業務では地域活動への関心がある区民や、すでに活動しているものの何かしらの課題を抱えている団体・区民等からの相談を受け付け、適切な関係者への繋ぎや支援メニュー等の紹介を行う。また、市が設置運営する市民活動支援ルームの予約受付業務を、相談窓口業務の一環として行う。【相談窓口・コーディネート機能】。さらに「高津区ソーシャルデザインセンター」に関する各種取り組みについて情報発信を行い、広く区民に周知を行うとともに、地域活動団体の紹介や区内のまちのひろば等に関する情報を発信し、つながりづくりや地域活動への参加のきっかけづくりを行う。加えて、効果的な広報を実施するための情報収集を行うものとします【広報・情報受発信機能】。

【参考：当該業務に関連する本市の取組等】

- ・高津区の希望のシナリオ

<https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/category/111-10-15-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

< 手続日程（予定） >

質問受付締切	令和6年1月17日（水）
参加意向申出締切	令和6年1月24日（水）
企画提案書等の提出締切	令和6年2月6日（火）
企画提案評価委員会の開催	令和6年2月20日（火）
審査結果通知	令和6年3月5日（火）まで
契約（予定）	令和6年4月1日（月）

1 業務委託名

令和6年度高津区ソーシャルデザインセンター相談窓口機能等実施業務委託

2 業務委託内容

「高津区ソーシャルデザインセンター」の相談窓口の開設及び運営（コーディネート含む）、広報（高津区ソーシャルデザインセンターに関する各種取り組みの情報発信や区内地域活動に関する情報提供）、広報のための情報収集、及び市民活動支援ルーム電話予約受付など。詳細は「高津区ソーシャルデザインセンター相談窓口機能等実施業務委託仕様書（企画提案用）」をご覧ください。

< 企画提案に盛り込んでいただきたい内容 >

- ・ 相談窓口の開設場所・施設・アクセス
- ・ コーディネートの手法、業務で活用できるネットワークがあればそれも記載
- ・ Facebook 及び広報紙を効果的に周知する手法
- ・ 情報収集の手法

3 履行期限

令和7年3月31日（月）まで

4 提案資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目（業種コード：99その他業務 種目コード：99その他業務）に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日（5 企画提案評価委員会を参照）までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

5 企画提案評価委員会

提案の採否の審査及び評価をするために企画提案評価委員会を設置します。

(1) 提案内容の評価基準

別表「評価基準」参照

(2) 概要

日程	令和6年2月20日（火）15時半（予定）から1事業者あたり20分程度 ※参集時間は事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します
参集場所	高津区役所2階 高津区役所まちづくり推進部企画課事務室 ※参集場所から会場等へは担当者がご案内します
会場	高津区役所5階第2会議室
内容	提案内容の説明（10分） 質疑応答（10分） ※企画提案評価委員会では各委員の端末に企画提案書（電子データ）を用意しますので、電子データにて説明を行ってください。ただし、プロジェクターはございません。

※事業者数が多い場合は、時間の短縮、日時の追加などを行う場合があります

6 担当部課

書類の配布場所並びに提出先及び当該プロポーザルの問い合わせ先は次のとおりです。

部署名	高津区役所まちづくり推進部企画課
所在地	〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
電話番号	044-861-3131
電子メール	<a href="mailto:67kikaku@city.kawasaki.jp">67kikaku@city.kawasaki.jp</a>
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 （閉庁日及び正午～午後1時を除く）

7 参加意向申出書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書（様式1） ※区ホームページにも掲載しています
提出期限	令和6年1月24日（水）
提出場所	6 担当部課と同じ
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は必着

8 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和6年1月29日（月）までに郵送で「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

9 提案書等

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり提案書等を提出してください。

必要書類 ※いずれも 様式自由	①提案書：当該業務の企画提案内容、業務実績、相談対応責任者の経歴などを記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③事業者概要：事業者の理念、業務内容などがわかる資料（パンフレットなどで可）
提出期限	令和6年2月6日（火） ※郵送の場合は必着
提出場所	高津区役所まちづくり推進部企画課（〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号）
提出方法	郵送又は持参 ※同一の電子データをメールにて提出期限までに送付してください。（PDF形式）
提出部数	各2部

※提出された提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください

- 10 要請手続において使用する言語及び通貨  
使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。
- 11 契約書  
契約書の作成は、必要とします。
- 12 関連情報照会窓口  
関連情報を入手するための窓口は「6 担当部課」と同じです。
- 13 評価が 同点の場合の措置  
別表「評価基準」参照
- 14 その他
  - (1) 業務規模概算額  
業務規模概算額は2,958,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）です。
  - (2) 提案書作成及び提出費用  
提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
  - (3) 質問の受付及び回答  
質問がある場合は、令和6年1月17日（水）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。  
回答は令和6年1月19日（金）までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。
  - (4) 結果通知

評価結果は、採否に関わらず令和6年3月5日（火）までに文書で通知します。また、市ホームページでも公表します。

評価結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

## 令和6年度高津区ソーシャルデザインセンター相談窓口機能等 実施業務委託 評価基準

評価項目	項目別 配点	基準別 配点	評価基準	
			内容	主な細目
技術提案	60点	20点	仕様書の要件を満たす相談窓口の運営が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所は、広く区民が利用できる立地か。</li> <li>・施設は清潔で、必要な対応空間が確保されているか。</li> <li>・場所・空間・必要な設備を確保できる見通しが立っているか。</li> </ul>
		20点	仕様書の要件を満たす広報が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙の作成、SNS発信への対応が可能か。</li> <li>・施設内にて広報物を設置できる場所が確保できているか。</li> <li>・各種団体の会合での広報紙の配布など積極的な広報ができるか。</li> <li>・区内の幅広い主体に対して偏りなく公平な取材や情報発信を行えるか。</li> </ul>
		20点	提案内容に独自の工夫があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業者にはない提案があるか。</li> <li>・事業者の強みが活かされているか。</li> <li>・実現可能な提案になっているか。</li> </ul>
業務実績	10点	10点	類似業務等の実績があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高津区における多様な主体間のネットワーク構築の実践事例やコミュニティ活性化に資するイベント等の実施経験があるか。</li> </ul>
業務遂行能力	30点	10点	業務の目的、内容などを理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」など、本市のコミュニティ施策の全体像を理解しているか。</li> <li>・「ソーシャルデザインセンター」の目的、内容を理解しているか。</li> <li>・高津区のコミュニティ施策の特徴を理解しているか。</li> </ul>
		10点	業務に対して積極的に取り組む姿勢があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に意欲が感じられるか。</li> <li>・説明は論理的で説得力があるか。</li> </ul>
		10点	実施が可能な体制・積算内容になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、スケジュールなど提案に具体性があるか。</li> <li>・内容に対して見積金額は適正か。</li> <li>・相談対応責任者の実務経験があるか。</li> </ul>

【最低基準点】全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しない

【業務規模概算額】見積金額が業務規模概算額を超えている事業者は、受託者として特定しない

【同点の場合の措置】「技術提案」の点数の高さで、「技術提案」も同点の場合は「業務遂行能力」の点数の高さで特定する。さらに「業務遂行能力」も同点の場合は、見積金額が低い事業者を特定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定する